

証券コード7094
2020年6月9日

株主各位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
恵比寿プライムスクエアタワー20F
株式会社NexTone
代表取締役CEO 阿南 雅浩

第20期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2020年5月26日現在、東京都においては非常事態宣言こそ解除されたものの、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止への継続的努力が要請されております。この状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、皆様の健康と安全、並びに感染拡大防止を優先していただき、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をできるだけお控えいただけますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル「EBIS303」5F カンファレンススペースABC |

※感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。
予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他

(1) 法令及び定款第15条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nex-tone.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結株主資本等変動計算書
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

◇ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nex-tone.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役松村晶司氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、同氏の在任中の功労に報いるため、退職慰労金を当社所定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等の決定につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の氏名、略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まつむら しょうじ 松村 晶司	2017年6月 当社 常務取締役（現任）

以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績や雇用情勢の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。当社を取り巻く音楽市場の事業環境は、一般社団法人日本レコード協会の調べによりますと、音楽ソフト（音楽ビデオ含む）の生産金額が前年比95%（2019年1月～12月）と減少し、また、有料音楽配信売上実績では、前年比110%と6年連続の増加（2019年1月～12月）となりました。

このような情勢において、当社グループは、「権利者に選ばれ、利用者から支持される著作権管理事業者となる。」という経営理念の下、営業活動の強化による新規取引先の獲得、既存取引先における取引範囲拡大による取引金額の増加、著作権等管理事業のシステム化促進による業務の効率化・安定化に取り組んでまいりました。

また、当社が展開する「著作権管理業務」「デジタルコンテンツディストリビューション業務」「キャストインギ事業」の各部門間での情報共有・営業連携を加速させ、経営統合のシナジー効果を発揮することにより、持続的な成長を目指してまいりました。

加えて、皆様方のご支援により、2020年3月30日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による、当期の業績への大きな影響はありません。

その結果、取扱高は9,479,066千円（前年同期比127.4%）と過去最高を記録し、売上高は4,345,481千円（前年同期比134.1%）、営業利益は305,665千円（前年同期比167.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は191,488千円（前年同期比147.8%）と大幅な増収増益となりました。

セグメント別の実績は以下の通りであります。

※各セグメントの売上高及びセグメント利益は、全てセグメント間取引額の消去前の数値です。

著作権等管理事業

当連結会計年度において、当社は45権利者との管理委託契約を締結いたしました。また、既存権利者からの作品登録も順調に進み、録音権徴収額は前年度比103.1%となりました。

インタラクティブ配信徴収額は、サブスクリプション型配信サービスの拡大や動画投稿サービスにおける作品特定精度の向上等が寄与し前年度比153.8%、放送・有線放送徴収額は、作品の増加とレギュラー番組での利用作品の獲得が奏功し前年度比138.5%、出版権徴収額は、映画関連のヒット作品や他管理事業者からの管理移管作品の影響により前年度比174.9%の大幅増収となりました。その結果、著作権徴収額全体で前年度比124.7%の過去最高徴収額を記録し、8期連続の増収となりました。

また、42権利者においては、他管理事業者からの過去作品9,399作品（うち、新規移管による純増4,013作品、委託範囲拡大5,386作品）の移管を実施いたしました。これらの作品は、2020年4月より新たに当社で管理する、または、管理範囲を拡大するものであり、2021年3月期業績のプラス要因となることが見込まれます。

	2020年3月期
管理作品数（曲）	167,538
期中新規作品数（曲）	35,241

デジタルコンテンツディストリビューション業務につきましては、取扱原盤の増加に加え、音楽配信サービス事業者と連携したプロモーション施策の実施や、ストーリーミング市場の伸長、動画投稿サービスにおける収益化業務の促進などが奏功し、原盤配信売上高は前年度比153.2%の大幅増収となりました。

	2020年3月期
取扱原盤数（原盤）	626,459
期中新規原盤数（原盤）	121,520

これらの結果、売上高は3,782,230千円（前年同期比145.5%）、セグメント利益は688,561千円（前年同期比136.2%）となりました。

キャスティング事業

主軸であるライブビューイング事業において、大型コンテンツの集客が好調であり、また、新規コンテンツの獲得も進んだものの、コーディネート事業における取引先サービス内容の見直しによる案件数の減少が影響し、売上高は459,947千円（前年同期比94.3%）、セグメント利益は36,683千円（前年同期比51.2%）となりました。

なお、今後の見通しにつきましては、以下のとおりであります。

当社グループが事業を展開する音楽関連市場は、定額制音楽配信サービスや動画投稿型サービス等におけるストリーミング配信市場が伸長しており、今後もこの成長傾向は持続すると予測しております。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に起因するライブ・コンサートの自粛・延期・中止、カラオケ店舗の休業、広告出稿費の削減等、音楽関連市場においては、その動向に留意すべき状況が続くものと想定されます。

このような事業環境の中、当社グループにおいては、著作権等管理事業及びキャスティング事業における各業務の連携を図りながら管理作品・取扱原盤の利用促進の動きを加速させ、管理作品数・取扱原盤数の増加と著作権管理範囲の拡大等による安定的な成長を見込んでおります。

なお、業績見通し等の将来に関する記述は、当社グループが現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は130,749千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

著作権管理システム	61,332千円
原盤管理システム等	63,973千円

(3) 資金調達の状況

当社は2020年3月30日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額5億86百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	3,239,801	4,345,481
経 常 利 益 (千円)	—	—	186,254	295,228
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	129,593	191,488
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	47.93	70.68
総 資 産 (千円)	—	—	3,135,846	4,246,891
純 資 産 (千円)	—	—	1,343,632	2,120,821

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。
 2. 第19期より連結計算書類を作成しているため、第18期以前の各数値は記載しておりません。
 3. 当社は2020年1月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,604,432	2,179,111	3,032,697	4,234,768
経 常 利 益 (千円)	36,085	92,965	145,289	290,088
当 期 純 利 益 (千円)	41,676	61,948	110,414	187,681
1株当たり当期純利益 (円)	3,919.90	5,438.01	40.83	69.28
総 資 産 (千円)	1,598,135	2,408,777	2,881,708	4,071,074
純 資 産 (千円)	793,115	1,176,063	1,286,478	2,060,659

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。
 2. 当社は2020年1月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 著作権管理業務における業務効率化とサービス向上への取り組み

順調に推移している委託者数・作品数に対応するべく、業務効率化の向上を目指し、引き続き作業プロセスの見直し及びシステム開発を進めて参ります。RPAの導入により業務の自動化を推進し、システム開発においても、既存の概念や技術にとらわれない新たな発想で、開発・研究を進めて参ります。また、新たなデータベース構築にも着手し、外部システム・データとの連携に取り組むとともに、分配ロジックの見直し等を行うことにより、更なる分配精度や透明性の向上に努めて参ります。

② ソリューション型営業による取引拡大

サブスクリプション型音楽配信サービスや動画配信サービスの拡大、SNSでの音楽利用等、音楽を取り巻く環境は大きく変貌しており、権利者ニーズにもより一層の細分化・多様化の傾向が見受けられます。当社が展開する著作権管理業務・デジタルコンテンツディストリビューション業務・キャストイング事業・音楽出版業務・システム事業を複合的に組み合わせることにより、権利者の潜在的なニーズを掘り起こし、作品・コンテンツの獲得に注力して参ります。また、作品、コンテンツの利用促進を図りながら、権利者へのマーケティングデータの提供や新規事業の開発にも引き続き注力し、当社サービスの付加価値向上に努めて参ります。

③ 海外地域徴収並びに海外事業者と連携した権利処理サービスの提案

コンテンツ・ビジネスのボーダレス化により、海外利用に対応した従来型の管理とは異なる管理体制が権利者より求められています。また、ネット利用など未徴収となっている領域が大きく存在します。今後は日本の楽曲に対する注目度の向上、ネットによるグローバル化の進展から、海外徴収領域はより重要になると考えられ、市場規模は決して小さくなく、将来的には拡大していく可能性が十分にあると考えるとともに、権利者からの海外利用に対しての徴収ニーズは強くなっています。そのため、当社としてはグローバルに展開する配信事業者を対象に世界同一条件を前提とした直接許諾契約（マルチテリトリアル・ライセンス）を検討（既に一部の利用者とはインタラクティブ配信において、当該契約を開始）し、海外地域利用分の直接徴収による早期かつ明確な分配に向けてチャレンジするとともに、これら以外については、海外著作権団体との徴収代行契約の締結を目指して海外サポート体制の強化を図って参ります。

④ 演奏権管理への進出

当社設立以来の重要課題である演奏権管理への進出を目的として、昨年4月にプロジェクトを発足し、実現に向けた検討を開始いたしました。演奏権は、権利者・利用者双方から当社による管理を期待されている支分権であり、現在の音楽著作権市場の約20%を構成し、今後更なる伸長が見込まれる分野でもあります。最新のテクノロジーを駆使し、権利者・利用者団体らのご理解ご協力を得ながら、可及的速やかに参入し、著作権エージェントとしてフルラインサービス体制を目指して参ります。

また、各種の利用実績確認など、これまで以上に巨大なシステムデータの解析・処理が必要となる業務領域については、AI（人工知能）等の最新技術を活用した品質向上施策の研究、並びに対応を図って参ります。

⑤ NexToneグループの各種業務並びにサービスを支えるシステム整備

ビジネス・プロセスのシステム化による「安定的な業務品質の担保」を至上命題としつつ、様々なデータ活用による業務効率化やコスト低減、更には営業施策としてのシステム活用など多方面にわたりシステム観点からのアプローチも継続して参ります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、内部管理体制の強化を経営上の重要課題の一つとして認識しており、グループ各社との連携のもと、内部統制機能の一層の充実とガバナンス体制の確立に努め、リスク管理の徹底を図ることで、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーの皆様との良好な信頼関係を保ちながら、社会的責任を果たして参ります。

(6) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
著作権等管理事業	作詞家/作曲家や音楽出版社など著作権者からの委託を受け、音楽著作物の利用の許諾、使用料の徴収・分配を行います。また、音楽著作権管理事業を中心にしながら、デジタルコンテンツディストリビューション業務など、周辺ビジネスを幅広くサポートしております。
キャスティング事業	アーティストプロモーション業務の協力を積極的に行っており、ライブビューイング、音楽ドキュメンタリー映画の配給・宣伝など映画館を活用した展開サポートを含め、多岐に渡り音楽業界をサポートしています。
その他	著作権・原盤権等の権利処理システムの開発・提供、コンテンツ配信関連のシステム開発・提供及び各種社内システムの開発・運用などを行っております。

(7) 主要な事業所

① 当社

本社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F
----	-------------------------------------

② 子会社

株式会社エムシージェイピー	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F
株式会社NexToneシステムズ	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
63名	1名増

(注) 1. 従業員数は、就業人員数（契約社員を含む）であります。

2. 子会社の従業員はすべて当社からの出向者で構成されているため、企業集団の状況と当社の状況における従業員数は一致しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
株式会社エムシーエイピー	100.0%	音楽出版事業
株式会社NexToneシステムズ	100.0%	著作権・原盤管理システムの拡販事業、 システムの構築・運用・管理事業 等

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であった酷亞音楽股份有限公司 (One Asia Music Inc.) は、2019年4月2日付で出資比率が10.0%となり、当社の連結子会社から除外しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月30日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(注) 2019年12月26日開催の取締役会決議により、発行可能株式総数の定款の変更を行い、発行可能株式総数は9,950,000株増加し、10,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 3,079,000株

(注) 1. 2019年12月26日開催の取締役会決議により、2020年1月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は2,690,480株増加しております。

2. 2019年12月26日開催の取締役会決議により、1単元の株式数を1株から100株に変更しております。

3. 2020年2月25日開催の取締役会決議に基づく公募による新株式発行により、2020年3月27日付で発行済株式総数は375,000株増加しております。

(3) 株主数 2,858名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	460,400株	14.95%
株式会社アミューズ	240,000株	7.79%
株式会社フェイス	240,000株	7.79%
株式会社JRCホールディングス	206,100株	6.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	154,400株	5.01%
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	132,000株	4.28%
株式会社創通	118,000株	3.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	102,900株	3.34%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	100,000株	3.24%
株式会社コーエーテクモゲームス	90,000株	2.92%

(注) 当社は自己株式を保有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個あたりの行使価額	新株予約権を行使することができる期間	新株予約権のうち当社役員の保有状況
第6回新株予約権	94個	普通株式 18,800株	198,202円 (1株あたり992円)	2012年8月1日から 2020年3月31日まで	監査役1名 20個
第7回新株予約権	1,313個	普通株式 262,600株	180,000円 (1株あたり900円)	2021年2月24日から 2024年2月23日まで	取締役4名 320個

- (注) 1. 第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、2020年1月15日付で実施した1:200の株式分割に伴い、目的となる株式の種類及び数、行使価額を変更しております。
2. 第6回新株予約権は、監査役が使用人として在籍中に付与されたものです。
3. 上記新株予約権は、社外取締役には割り当てておりません。
4. 第6回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
 - ② 新株予約権発行時において当社又はその関係会社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社又はその関係会社の役員又は従業員であること。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。
 - ③ 新株予約権発行時において社外の協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社との間で業務委託契約を締結している、もしくは当社及びその子会社の役員又は従業員であることを要する。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は当該権利を行使することができない。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。
 - ⑤ 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について「新株予約権の取得事由及び条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ⑥ 新株予約権の行使割合は、新株予約権割当契約書に定めるとおりとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者から当該契約書に定められた割合を超える行使をしたい旨の申出があり、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。
 - ⑦ その他の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の付与に関する契約に定めるところによる。

5. 第7回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社の普通株式にかかる株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	阿南雅浩	コンプライアンス担当
代表取締役COO	荒川祐二	事業本部長 株式会社NexToneシステムズ 取締役
常務取締役	名越禎二	営業本部長 株式会社エムシージェイピー 代表取締役
常務取締役	松村晶司	経営管理本部長、コンプライアンス委員会委員長
取締役(社外)	高橋信彦	株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役 株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーション 代表取締役 株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役 株式会社JRCホールディングス 代表取締役
取締役(社外)	升本喜郎	コンプライアンス委員会委員 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー
常勤監査役	佐藤俊樹	コンプライアンス委員会副委員長 株式会社エムシージェイピー 監査役 株式会社NexToneシステムズ 監査役
監査役(社外)	小林伸之	コンプライアンス委員会委員 エイベックス株式会社 常勤監査役
監査役(社外)	大嶋敏史	公認会計士 株式会社アミューズ 執行役員

- (注) 1. 取締役高橋信彦氏及び升本喜郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林伸之氏及び大嶋敏史氏は、社外監査役であります。
3. 取締役升本喜郎氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員です。
4. 監査役大嶋敏史氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2019年6月27日開催の第19期定時株主総会において升本喜郎氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2020年1月31日をもって、柴田肇氏は社外取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、エイバックス株式会社グループ執行役員であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	116,432千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (0名)	10,787千円 (-千円)
合 計	6名	127,219千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 1. の取締役の報酬限度額とは別枠で、2019年2月22日開催の臨時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）について年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名、監査役2名がそれぞれ存在していることによるものであります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
高橋 信彦	株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役 株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーション 代表取締役 株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役 株式会社JRCホールディングス 代表取締役	株式会社JRCホールディングスは当社株式を6.69%保有する大株主でありませぬ。 その他の兼職先である株式会社ロードアンドスカイ及び株式会社ジェマティカ・レコーズは当社の取引先であります。
升本 喜郎	TMI総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。

②社外監査役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
小林 伸之	エイベックス株式会社 常勤監査役	エイベックス株式会社はエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社の100%親会社であり、エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は当社株式を14.95%保有する大株主であり、エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は当社の主要な取引先であります。
大嶋 敏史	株式会社アミューズ 執行役員	株式会社アミューズは当社株式を7.79%保有する大株主であり、当社の主要な取引先であります。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	高橋 信彦	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、必要に応じ発言を行っております。
社外取締役	升本 喜郎	2019年6月27日に開催された第19期定時株主総会で選任以降に開催された取締役会11回のうち9回に出席し、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	小林 伸之	当事業年度に開催された取締役会13回全て及び監査役会10回全てに出席し、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	大嶋 敏史	当事業年度に開催された取締役会13回全て及び監査役会10回全てに出席し、必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	30,500千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約における会社法上の監査に対する報酬等の額を記載しております。各監査役が会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積額が適切であるかを検討した結果、当該金額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会が決定した会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則が定める内部統制基本方針並びに内部統制システムに係る各種体制等に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社（以下総称する場合は「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備を行っております。

- (1) 当社グループの取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の代表取締役CEOが、法令・定款及び社会倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）を企業活動の前提とすることを明確にし、それを継続的に役職員に伝えることを徹底します。
 - ② 当社の代表取締役CEOは、社内規則に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
 - ③ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス問題の一元的な管理の一環として、当社経営会議において当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、問題の解決を図ります。
 - ④ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに経営会議に報告します。報告を受けた経営会議は、その内容を調査し、再発防止策を実施の上、必要に応じて取締役会に報告します。
 - ⑤ 暴力団排除条例等の法令に基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。
 - ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 社内規則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存します。
 - ② 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する体制

- ① 代表取締役CEOは、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理体制を明確化します。
- ② 前項のリスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応を講じることができる体制を構築します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程により当社グループの職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。
- ② 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、効率的な人的資源の配分を行います。

(5) 当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、内部統制システムの構築を目指すと共に、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、当社の内部統制に関する責任者として、当社グループの業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、事業計画の進達状況等を取締役会において定期的に報告し、業務の適正と情報共有を促進します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。
- ② 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役の意見を徴するものとします。

- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役職員は、重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。
 - ② 役職員は、監査役の求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告他、必要な報告及び情報交換を行います。
- (8) 監査役に重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとします。
- (9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役 of 職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求（当該請求に係る費用又は債務が当該監査役 of 職務の執行に必要でないことを証明した場合を除く）について、それに応じます。
- (10) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
 - ② 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。
 - ③ 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。
 - ④ 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

<上記体制の運用状況>

- i 「取締役会規則」「職務権限規程」等を整備し、全ての取締役、使用人が法令、定款、社内規程等に違反する行為を未然に防止しております。
- ii 取締役会は原則として月に一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- iii 職務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」により、各組織の責任と権限を明確化し、組織的かつ効率的な運営を図っております。
- iv グループとしての総合的な発展を図るため、子会社の経営基本事項に関する助言及び指導等を行っております。
- v 監査役は取締役会や重要な会議体に出席しております。
また、内部監査室及び会計監査人からの報告を受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。

したがって、各期の経営成績及び財政状態等を勘案しながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益還元の実施について検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,630,914	流動負債	1,930,044
現金及び預金	3,313,113	支払手形及び買掛金	505,509
受取手形及び売掛金	175,688	未払金	1,112,756
前渡金	82,522	未払法人税等	120,810
その他	59,590	前受金	99,328
固定資産	615,977	賞与引当金	58,791
有形固定資産	21,071	その他	32,846
建物及び構築物	8,221	固定負債	196,024
工具、器具及び備品	12,850	役員退職慰労引当金	124,598
無形固定資産	476,188	退職給付に係る負債	71,426
のれん	93,992	負債合計	2,126,069
ソフトウェア	329,391	(純資産の部)	
その他	52,804	株主資本	2,120,821
投資その他の資産	118,717	資本金	1,113,012
繰延税金資産	41,159	資本剰余金	649,551
その他	77,557	利益剰余金	358,257
		純資産合計	2,120,821
資産合計	4,246,891	負債・純資産合計	4,246,891

連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,345,481
売上原価		3,159,644
売上総利益		1,185,837
販売費及び一般管理費		880,171
営業利益		305,665
営業外収益		
受取利息	110	
その他	693	804
営業外費用		
上場関連費用	11,241	11,241
経常利益		295,228
特別利益		
関係会社株式売却益	9,067	9,067
税金等調整前当期純利益		304,296
法人税、住民税及び事業税	130,387	
法人税等調整額	△17,579	112,808
当期純利益		191,488
親会社株主に帰属する当期純利益		191,488

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,484,534	流動負債	1,820,825
現金及び預金	3,089,047	買掛金	505,099
売掛金	169,408	未払金	1,020,783
前渡金	159,401	未払法人税等	117,399
その他	66,677	前受金	99,328
固定資産	586,539	賞与引当金	47,033
有形固定資産	21,018	その他	31,181
建物	8,221	固定負債	189,589
工具、器具及び備品	12,796	役員退職慰労引当金	124,598
無形固定資産	432,067	退職給付引当金	64,990
のれん	93,992	負債合計	2,010,415
ソフトウェア	336,928	(純資産の部)	
その他	1,146	株主資本	2,060,659
投資その他の資産	133,454	資本金	1,113,012
関係会社株式	30,000	資本剰余金	649,551
繰延税金資産	25,897	資本準備金	649,551
差入保証金	73,597	利益剰余金	298,095
その他	3,959	その他利益剰余金	298,095
		繰越利益剰余金	298,095
		純資産合計	2,060,659
資産合計	4,071,074	負債・純資産合計	4,071,074

損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,234,768
売上原価		3,085,238
売上総利益		1,149,530
販売費及び一般管理費		848,952
営業利益		300,577
営業外収益		
受取利息	108	
その他	673	781
営業外費用		
上場関連費用	11,241	
その他	29	11,270
経常利益		290,088
特別利益		
関係会社株式売却益	8,320	8,320
税引前当期純利益		298,409
法人税、住民税及び事業税	122,887	
法人税等調整額	△12,159	110,727
当期純利益		187,681

会計監査人の監査報告書 謄本 (連結)

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 NexTone
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大高俊幸 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤英俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NexToneの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NexTone及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 NexTone
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大高 俊 幸 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NexToneの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 NextOne 監査役会

常勤監査役 佐藤 俊 樹 ㊟

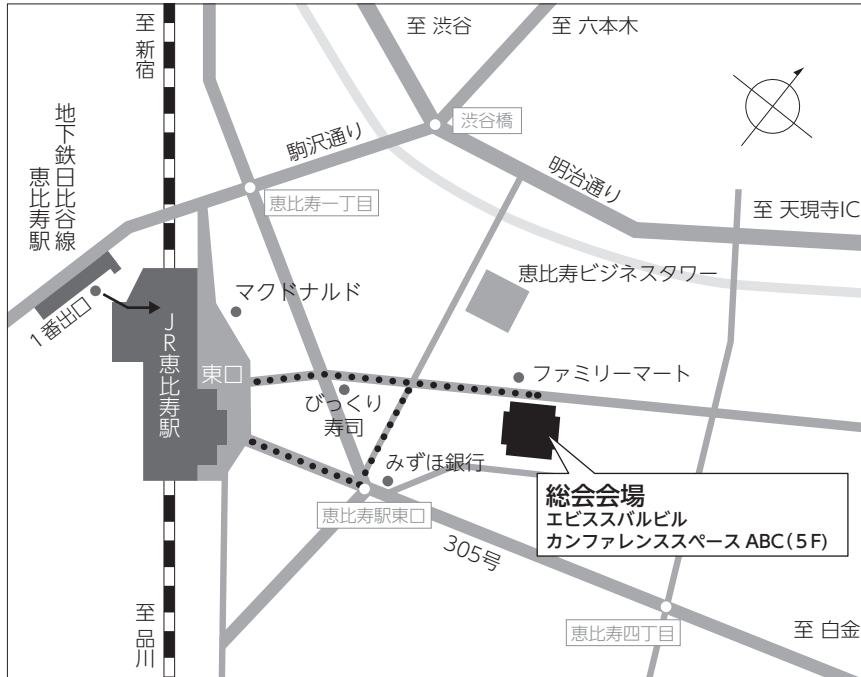
社外監査役 小 林 伸 之 ㊟

社外監査役 大 嶋 敏 史 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスバルビル「EBIS303」5F カンファレンススペースABC



(会場への交通機関)

- JR恵比寿駅東口から徒歩約3分。
- 地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分。
 1. JR恵比寿駅東口の改札を出て直進し、左手の階段・エスカレーターを降ります。
 2. スターバックスを左手に見て、右後ろ方向にあるタクシー乗り場手前のアーチ型屋根の階段を降ります。
 3. 道路の右側を直進します。
 4. びっくり寿司のある交差点をそのまま直進方向に渡り、進みます。
 5. 100mほど進むと右側のビルのガラス面に大きくEBIS303のロゴが見えてきます。
 6. 1階にSUBARUショールームがあるビルがエビスバルビル「EBIS303」です。